高事第1782号

令和7年8月8日

各介護サービス事業所　管理者・施設長　様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

大阪府介護サービス事業者・従事者向け

カスタマーハラスメント相談窓口の設置について（お知らせ）

日ごろから本府高齢者福祉行政の推進につきまして、ご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護現場では、利用者やその家族等による介護従事者等へのハラスメントが少なからず発生しており、介護従事者が安心して働ける労働環境を整えることが重要です。このため、大阪府内の介護事業所及び施設に従事する職員及び管理者等を対象に、利用者やその家族からのハラスメントについての相談窓口を設置することとしましたので、お知らせいたします。

なお、相談窓口については**令和７年８月１８日（月）**から相談受付を開始いたします。詳細については、別添のチラシをご覧ください。

【参考】

1. 大阪府ホームページ

[大阪府／「介護現場におけるハラスメント対策」について (osaka.lg.jp)](https://www.pref.osaka.lg.jp/o090100/jigyoshido/kaigo/kaigoharasumento.html)

※上記のアドレスが開かない場合、GoogleやYahooなどの検索画面で「大阪府　介護　ハラスメント」と入力いただき、検索してください。

担当課：大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

TEL：06-6944-7095

FAX：06-6910-7090